

パナソニック松愛会枚方南支部規約

第1条 (名 称)

この会はパナソニック松愛会枚方南支部という。

第2条 (所在地)

この会の所在地は、支部長宅とする。

第3条 (設 立)

この会の上位組織であるパナソニック松愛会は、松愛会として1972年11月4日に設立した。枚方南支部は、枚方南地区として1987年6月14日に旧枚方地区から分離発足した。

第4条 (目 的)

この会は、会員相互の友愛と連帯の精神にもとづき、会員の親睦を深め、健康で意義ある人生づくりに寄与することを目的とする。

第5条 (会 員)

この会は、パナソニック株式会社（旧名称である松下電器産業株式会社、および、関係会社を含む）の定年退職者等、別途定められたパナソニック松愛会会員の内、天野川以南の枚方市に居住する会員をパナソニック松愛会枚方南支部会員とする。

第6条 (役 員)

この会には、次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	2名
会計責任者	1名
その他の支部役員	13名

第7条 (支部大会)

支部大会での議案の承認は、事前に議案内容を支部会員に提示して意向を確認し、出席者の過半数の承認をもって決める。ただし、事前の議案内容に対する承認・否認の意向表明の数が支部大会の出席者数より多い場合、議案の承認は、事前の議案内容に対する意向表明の過半数の承認をもって決めるものとし、結果を支部大会で報告する。

第8条 (支部内の組織構成)

1. 支部の組織構成は、支部役員会で決定した数の地区別の班に分け、支部会員は一つの班に所属する。また、各班には、その班を担当する支部役員を明示する。

2. 複数の班をまとめてブロックと称し、ブロック内の各班を担当する支部役員は、相互に役割を補完するものとする。ブロックの構成は、支部役員会において決定する。

第9条 (同好会)

支部内には、同好会を設置できる。同好会の設置・運営については、別途、パナソニック松愛会枚方南支部 同好会運営基準を制定し、これに従うものとする。

第10条 (付 則)

1. この規約に記載のない事項は、パナソニック松愛会の規約を適用する。
2. 役員の住所、氏名は、支部大会の決議を経たものを別紙に記載する。
3. この会の会計口座は会計責任者が管理する。
4. この規約は、支部役員会において改廃する。ただし、支部役員会において支部大会での承認が必要と判断した場合、支部大会に付議するものとする。
5. この規約は、2024年10月1日付で改定発効する。

制定 1987年6月17日

改定 2024年10月1日